

高病原性鳥インフルエンザ 防疫対策本部会議(第4回)

時間：令和4年12月3日(土)
午後2時30分～
場所：鳥取県災害対策本部室
(県庁第二庁舎3階)

会議内容

- 1 殺処分状況
- 2 今後の対応
- 3 その他

1 殺処分の状況

※家畜伝染病予防法第16条の2に基づいた当該農場の疑似患畜(鶏)の殺処分

疑似患畜殺処分の状況(12月1日(木)午前5時開始)

★12月3日(土)午後1時25分終了

処分羽数 約108,000羽

・うち自衛隊 約37,000羽

12/1 午前7時～12/2 午前7時48分

298名体制、24時間8交代

(指揮部門、後方支援、実働部隊)

・うち県職員 約71,000羽

12/1 午前5時～12/3 午後1時

約367名体制、24時間3交代(全庁体制)

2 今後の対応

※防疫措置完了 12月5日(月)の予定
(汚染物品の処理、農場内の消毒)

○今後の作業(県)

- ・汚染物品(飼料、鶏卵、鶏糞)を堆肥舎に搬出
- ・堆肥舎内で汚染物品の封じ込め、静置
- ・密閉容器の焼却(12月3日正午現在:焼却羽数:10,560羽)
- ・県内鶏卵への影響の把握

○今後の作業(国)

- ・遺伝子解析及びNA亜型の確定予定:12月5日
(国の動物衛生研究部門が疑似患畜の遺伝子解析)
- ・国の疫学チームの調査結果の公表:令和4年12月末予定

高病原性鳥インフルエンザ緊急対策事業

7億円

発生農場での殺処分や消毒等の防疫措置、影響を受ける養鶏農家等への経営支援、県産鶏卵・鶏肉の風評被害対策など、総合的な対策を実施

1 まん延防止・発生予防対策（5.9億円）

◆発生農場での殺処分・消毒等の実施(5億円)

- ・発生養鶏場の殺処分・消毒等の実施
- ・資材購入・リース経費
- ・その他経費

◆制限区域等を出入りする車両の消毒の実施(50百万円)

- ・消毒ポイント設置（5か所）、移動制限区域や搬出制限区域内外を通行する畜産車両の消毒を実施

◆県内全養鶏場の消毒の実施(30百万円)

- ・鶏舎内への高病原性鳥インフルエンザウイルス侵入防止のため、県内全80農場の鶏舎周囲に消石灰を散布

◆異状個体の鳥インフルエンザ検査の実施(10百万円)

- ・全県で監視を強化し、異状個体への検査等を実施

3 風評被害対策（0.1億円）

◆県産鶏卵・鶏肉の安全性PRの実施（10百万円）

- ・県産鶏卵・鶏肉の安全性に関する情報を発信（SNS等による発信、チラシやポスター等の作成、配布）

2 経営支援対策（1億円）

◆発生農家への支援(国から直接支給)

- ・と殺家畜に対する手当金
- ・予防的殺処分を実施した場合の補償金 等

◆採卵・肉用鶏農家への支援(1億円)

- ・制限区域内の移動制限等による損失補償等（今回は制限区域内に移動制限対象となる養鶏農家なし）
- ※万全を期すための備えとして措置

◆経営安定対策支援（利子補給等）（既定融資発動）

- ・「鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金」発動（融資枠1.4億円、期間10年、無利子化）
- ※関連事業者への資金繰り支援については、「地域経済変動対策資金」（商工労働部）を用意

4 相談体制の整備

◆相談窓口の設置

- 以下の相談窓口を設置し、24時間対応
- 野鳥、愛玩鳥に関する相談（生活環境部等）
- 食の安全、人の健康に関する相談（保健所）
- 関連事業者の融資等の相談（商工労働部）
- ※休日、夜間相談窓口（危機管理局、防災当直）

相談窓口

(24時間対応しています。)

■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

緑豊かな自然課(野鳥)	0857-26-7979	(夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課(愛玩鳥)	0857-26-7877	(")
中部総合事務所環境建築局	0858-23-3149	(夜間休日 0858-22-8141)
西部総合事務所環境建築局	0859-31-9628	(夜間休日 0859-34-6211)

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240	(夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341	(")
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140	(")

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552	(夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117	(夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321	(夜間休日 0859-34-6211)

■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532	(ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145	(")
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317	(")

■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8100
------	--------------

県民の皆様へのメッセージ

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に報道関係者の皆様におかれましては、農場へ立ち入るような取材は防疫上ご遠慮ください。
- 迅速で正確な情報提供を行ってまいりますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

鳥インフルエンザに関する御相談については、各対応窓口まで御連絡ください。

県民の皆様へのメッセージ



食品安全委員会

Food Safety Commission

2004年 3月11日

(別添1)

(注) 2014年 4月24日更新

鳥インフルエンザについて

鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は**鳥の受容体とは異なること**
- ・ ウイルスは酸に弱く、**胃酸で不活化**されると考えられること

(注) 高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ **海外への渡航の場合は、注意が必要です。** → [補足]参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。 → [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。

※鳥取の鶏肉・鶏卵は安心して食べることができます！
※根拠のない噂などにより混乱しないでください！